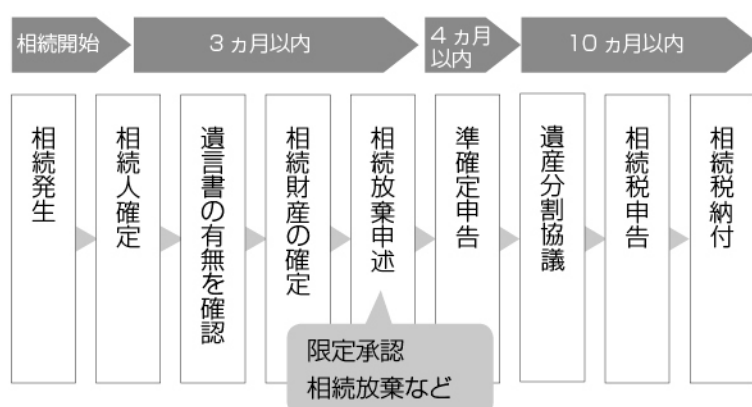


相続開始後のスケジュール



誰が財産を引き継ぐのか

遺言書については、後で詳しく学びますが、遺言書がある場合には、原則として遺言書に従って被相続人の財産の帰属が決定されます。また、遺言書がある場合でも、相続人の間で話し合って決定することができます。

もし、遺言書がない場合には、相続人の間で話し合って財産を分けることとなります。これが遺産分割協議です。

遺言書もなく相続人の間で話し合いがつかないときには、民法の定めるルールによって法定相続人*に対する財産の所有が決定されます。これを法定相続といいます。

民法で法定相続分を決めているのは、民法の通りに分割しなさいということではありません。できることなら、被相続人の意志を継いで、相続人の間でお互いが納得するまで話し合いで決めるのが望ましいのです。

相続人は民法の定めた順位に従う

民法では被相続人と一定の親族関係にあった者を相続人とする順位をつけています。民法の定めた順位にしたがって、法定相続人が決定されます。配偶者は常に相続人となり、民法では配偶者以下の相続の優先順位について以下のように定めています。

① 配偶者

配偶者は、常に相続人となります。配偶者とは相続開始時点で婚姻関係のある人のことをいいます。

② その他

配偶者以外の方は、次のような順で優先的に相続人となります。

- ・第1順位 子や孫
- ・第2順位 父母、(第1順位の相続人がいない場合。父母がいない場合は祖父母)
- ・第3順位 兄弟姉妹(第1、第2順位の相続人がいない場合)

法定相続人の順位

? 用語解説

法定相続人
亡くなった人の財産や債務等を相続する権利がある人のこと。